

家庭ごみ有料化検討に関する他区の審議会答申文の抜粋

【新宿区】

新宿区リサイクル清掃審議会

新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について（平成 19 年 7 月答申）

・家庭ごみ有料化の検討

本審議会では、17 年度の報告の中で、家庭ごみ有料化に関してはいくつかの課題はあるものの、ごみの減量やリサイクルに対する当事者意識を高めること、消費者がごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側も誘導されごみの発生が抑えられること、ごみ減量の努力をすれば負担額は減るので費用負担の公平性が図られることなどの効果があり、ごみ発生抑制手法としての有効性を評価してきたところである。家庭ごみの有料化については大都市での実施は難しいと言われてきたが、現在、政令指定都市の北九州市、福岡市、京都市で有料化を実施している。また、東京都の市部では、26 市中 15 市が家庭ごみの有料化を実施している状況にある。

家庭ごみ有料化は、直接区民に負担を課すものであるため、十分な区民との意見交換が必要である。低所得者等社会的弱者対策や不法投棄問題、リバウンド（一度減少したごみ量がまた増えること）への対応などについても議論を深める場を設定し、幅広い意見の聴取に努めるべきである。現実的な問題として区単位での実施は難しい面もあることから、周辺区の動向なども注視しつつ他区との連携も視野に入れる必要がある。その上で、区民との合意形成を前提としつつ、近い将来での有料化実施に至るスケジュールを念頭に置いた具体的な検討を進めるべきと考える。

【文京区】

文京区リサイクル清掃審議会家庭系部会まとめ（平成 22 年 7 月まとめ）

・家庭ごみ有料化の検討

有料化には、費用負担を軽減しようとする動機付けが働きごみの発生抑制が期待されること、ごみの排出量の多い区民と少ない区民との負担の公平化が図られること、排出者の意識改革につながることなどの効果があります。

一方で、有料化により区民に新たな費用負担が発生すること、手数料が払われずにごみが排出される可能性や地区の集積所へ可能性が生じること、有料化によるごみの減量効果は一時的であることなど、解決すべき問題点が多くあります。

家庭ごみ有料化の検討にあたっては、まず、排出抑制やごみ減量施策を実施する必要があります。容器包装の軽量化など事業者による発生抑制の促進や、販売店の自主的な改修の拡充など、拡大生産者責任に基づく事業者の取組みを促進していく必要があります。これらの施策や働きかけを十分に実施した上で、どうしても有料化を導入しなければごみ減量目標が達成できない場合などに、導入の是非について検討する必要があります。その際には、シンポジウムやアンケート調査などにより区民の意向を把握するとともに、本審議会などの区民参加の場での十分な議論が不可欠です。

また、これまでの清掃事業の経緯や、狭い道で他区と近接している地理的な条件

を考慮すると、近隣区と共同で、あるいは 23 区での統一的な導入が望まれます。

【中野区】

中野区廃棄物減量等推進審議会

「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の発生抑制と減量化、資源の再利用をすすめるための具体的なしくみの考え方について（平成 20 年 8 月答申）

・中野区における家庭ごみ有料化導入の必要性

各種施策を複合的に実施することを前提に、ごみ減量の有力な手段の一つとして、家庭ごみ有料化を導入する必要があります。施策を複合的に実施することによって、有料化も他の施策も、より大きな効果が生み出せることとなります。

ごみ半減目標を掲げている中野区にあっては、ごみ減量のため資源のリサイクルルートを整備すること、不法投棄・不適正排出対策を講じること、収集方式の見直しをすること、事業系ごみ対策を講じること、清掃ボランティア活動や紙おむつが多く出る子育てのための支援など社会的な配慮をすることなどを前提条件に、消費者の購買行動の変化による環境配慮型の生活様式への誘導効果や発生抑制によるごみ減量効果があり、また負担の公平化を図ることができる家庭ごみ有料化を、以下の理由から実施すべきです。

- (1) ごみ処理施設が中野区内に所在しないこと
- (2) 発生抑制・資源化促進策が必要であること
- (3) 取り組みの成果が実感できる仕組みが必要であること
- (4) 地球温暖化対策を含む環境対策としてごみ減量の推進が必要であること

【杉並区】

杉並区環境清掃審議会

「循環型社会の実現に廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する今後の取組」について（平成 19 年 7 月答申）

・ごみ減量と負担の公平化のための家庭ごみ有料化の導入

ごみの減量を進めるうえでは、リサイクルの推進のほか、家庭ごみの有料化が有効な方法のひとつであり、多摩地区の多くに自治体で導入され、成果をあげている。また、ごみ処理の有料化については、平成 17 年 5 月に改定された国の廃棄物の減量等に関する基本方針でも取り上げている。

現在、家庭ごみの処理は税金によってまかなわれているが、受益（収集サービス）と税負担との関係についてみると、ごみの排出量や減量努力と税負担の間に相関関係はなく不公平感がある。それに対し、家庭ごみの有料化は、ごみの減量と適正な分別行動に努めれば、経済的負担が少なくなる制度である。この制度を導入することにより、ごみ減量意識が高く、排出量の少ない区民と、減量意識が薄く排出量の多い区民との間に、ごみ処理にかかる費用負担の差が生じることとなり、負担の公平を図る点でも大きな意義がある。

ただし、導入にあたっては、経済的な負担を求めることに対する区民の反応は厳しく、不法投棄の増加を懸念するなどの意見もあるため、区民へ十分な説明を行い、

理解を得て取組んでいくことが重要である。

また、家庭ごみを有料化しても、従来の集積所での収集では、ごみ出しルールを守らない排出者を特定することができず、ごみの減量効果が薄れる。こうしたことから、有料化と併せて、戸別収集の導入を検討すべきである。

【豊島区】

豊島区リサイクル・清掃審議会

資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方について（平成 20 年 10 月答申）

・家庭ごみ対策に関する方向性

家庭ごみの大幅な減量を図るため、家庭ごみの有料化導入が必要である。ただし、家庭ごみ有料化導入にあたっては、区民の理解と納得を得ることが不可欠であり、容リプラ資源回収の充実、戸別収集の実施を前提条件として位置づけなくてはならない。

まず、短期的な対応として、「3Rの取り組みに関する方向性」でも言及したとおり、新資源回収事業の定着を図るとともに、消費者にとって身近に感じられる3R啓発事業を展開すべきである。その上で、容リプラ回収の検討及び導入を図り、戸別収集に関する検討を深めていく必要がある。

次に中期的な対応として、容リプラ回収の導入に加え、生ごみ回収の導入などにより、資源回収を拡充し、ごみの減量を推進すべきである。そのうえで、家庭ごみ有料化導入を見据えた戸別収集モデル事業を実施することが望ましい。

長期的な対応として、容リプラ回収の定着を図ることで家庭ごみの減量を推進する一方、ごみ量の動向を勘案したうえで、家庭ごみ有料化・戸別収集の全域実施を図ることが望ましい。全域実施に際しては、事業の目的や趣旨に関して区民への説明責任を十分に果たすことが求められる。また、有料化による排出抑制効果を維持するため、継続的な啓発やごみ量等に関する情報公開を実施する必要がある。

【北区】

北区資源循環推進審議会

循環型社会の構築に向けた北区の施策のあり方（平成 20 年 1 月答申）

・家庭ごみの有料化に関する検討

国や東京都においては、家庭ごみの有料化はごみの排出抑制に効果的であるとの考えを示しており、全国の自治体で有料化の導入または検討が行われている。有料化の主な目的は、最終処分場のひっ迫や清掃事業の運営を踏まえたごみの減量であるが、負担の公平性の確保や区民のごみに対する意識改革などの効果も期待できる。ただし、一時ごみ量は減少するものの、リバウンドを起こしている自治体があることも無視できない。導入にあたっては、効果的なシステムの設計について十分配慮する必要がある。

北区における家庭ごみの有料化の検討にあたっては、区民の理解と支持をいかにえられるかが課題となるであろう。そのためには、まずは清掃事業の効率化とサー

ビスの向上を図り、廃棄物の減量目標やごみ処理原価、リサイクルコストなどの情報を適宜提供するとともに、先行して有料化を導入した自治体の調査や検証を踏まえ、その必要性や手数料の用途などをわかりやすく説明していかなくてはならない。

【葛飾区】

葛飾区リサイクル清掃審議会

一般廃棄物のさらなる減量について（平成 22 年 8 月答申）

・家庭ごみ有料化の効果について

家庭ごみ有料化は、住民一人ひとりが費用負担をすることで、ごみ処理や資源化についてもコストや効果を深く意識するようになり、その結果、自ら進んでごみ減量に取り組むことになり、とりわけ、買い物行動などの見直しが進み、ごみと資源の発生抑制につながるという効果が期待できます。

・家庭ごみ有料化導入の検討について

葛飾区においても、さらなるごみ減量に向けては、減量化・資源化の方法を具体的に示すとともに、また、その取り組みを促進するための動機づけとして、家庭ごみ有料化導入の検討が必要であると考えます。

区が有料化導入を検討するには、有料化と他のごみ減量施策を含めたごみ減量のロードマップを作り、区民に今後のごみ減量について道筋を示していくこと、また、他の自治体の有料化制度そのままではなく葛飾区の実情にあった制度を検討することが必要と考えます。

23 区の区長会では、平成 16 年度に家庭ごみ有料化について話し合い、検討の結果、「必要に応じて特別区全体での検討・調整を行う余地があるものの、基本的には各区がそれぞれの課題に取り組み、効果的な有料化の施策の実現を目指すことが必要である」ととりまとめましたが、もう一度 23 区全体でごみ有料化と今後の処理のあり方について話し合う必要があるのではないかと考えます。

（資料は各区の審議会の答申書および部会のまとめより作成）